

【 会 議 録 】(概 要)

日時:平成21年2月26日(木)18:00~21:00

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第2部会 第15回会議	場所	越谷市役所第二庁舎3階 会議室
件名 議題	協議事項 (1)素案の解説(案)について		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出席者	出席委員 小河原部会長、高橋副部会長、有元委員、伊東委員、宇佐美委員、加藤委員、帆苅委員、佐々木委員(8名) 欠席委員 大熊委員(1名) 事務局 田中企画課副主幹、斉藤同主事(2名) 支援者:特定非営利活動法人越谷NPOセンター(1名) 傍聴者 なし		
内 容	下記のとおり		
<p>合意・決定事項等</p> <ul style="list-style-type: none">・市と市議会を総称するものとして「行政」を使用するか、「市長等」と変更するかについて、第2部会では「行政」を原案のまま使用するものとして運営・調整委員会へ提案する。・第13条第1項は「努めます」に変わる良い言葉があれば次回に検討する。それ以外はそのままとする。・第14条の条文及び解説・背景・経過の文章は原案のままとする。・第15条の条文は原案のままとする。・第15条の解説の「統括責任者(総合調整役)」について、理解しやすい表現を次回に検討する。・第16条の条文は原案のままとする。・第16条の解説「市民全体の奉仕者として…」を、「市民全体のために働く者として…」に訂正。・第16条の背景・解説「市民の目線に立っての自己研鑽に努める…」を「市民の目線に立って自己研鑽に努める…」に訂正する。			

主な意見等

(第5章 議会・行政全体に関して)

- ・市の政策会議からの意見に「行政」という用語は使わず「市長等」に、という提案があったが「市長等」という表現は、市民にわかりにくいのでは。
- ・用語として「行政」は機関や組織ではなく「作用」を表わしているが、市民にわかりやすい一般的な用語として扱い、審議会の意見としてこのままで良いのでは。

(第13条の条文について)

- ・前回の部会で、第4項は残すという意見であったが、他の部分ももう一度確認する。
- ・議員への素案説明会で、第4項について経緯を問われたが「審議会としては、議会も自らのあり方をあらかず条例を作ってもらいたいという議論の経過がある」と答えた。
- ・パブコメ意見集の「...努めます」の言葉を使わないという意見にはうなずけた。最高規範性をもつ条例に努力義務はおかしいという意見だろう。
- ・議会の自主性を尊重し「努めます」で良い。
- ・第1項から第4項までをその意味から考えると、確かに第1項は「努めます」より適切な言葉がありそうだ。
- ・第1項の「努めます」は「図ります」の方が良い。文章の前後の調整を次回の部会までに考える。
- ・第13条、14条の議会・議員の関連条文において、「努めます」という表現がいくつかあるが、ここには、議会や議員に期待しているという意味が込められている。

(第13条の解説・背景・経過について)

- ・「解説」「背景・経過」を書き込むことは、運営・調整委員会で合意している。
- ・条例を実際に運用するにあたって、誤解があってはいけない。そのために解説や手引きのようなものが必要だが、条例ができあがった後に作ることもできる。しかし、答申後は私たちの任務ではないので、その際、この条例の意図していることが正確に反映されるような内容にはしておきたい。
- ・これらの解説を踏まえて、市が今後「手引き」のようなものを作るものと考えている。
- ・この部分の解説は、地方自治の時代にふさわしく、議会の役割が大きくなっていることを皆で確認できるような内容とした。
- ・議会は、市長提出議案を審議するだけでなく、自分たちでも立法することも必要である。
- ・この条例が施行されたからといってすぐに立案してくれと言っているわけではない。越谷市独自に必要な立案も今後出てくると思う。
- ・「自主立法」という表現は他市の自治基本条例でも使っている。「自主立法」は「議員立法」と考えて良いだろう。

(第14条の条文について)

- ・素案説明会の意見に、「議員は市民の代表...」について、市民の定義(住民に限定していない)と整合が取れないというものがあったが、第3条の市民の定義への意見も複数あったので、改めて議論した方が良い。
- ・混乱がおきないように、第14条の条文から「市民の代表として」を削除してはどうか。
- ・議員は住民から選ばれた、市民の代表であると考え。市民のために仕事をする。
- ・解釈に疑義を招きそうな部分は、解説で補うべき。第3条(用語の定義)の市民の定義を詳しく解説してあれば良い。

(第14条の解説・背景・経過について)

- ・背景・経過の「議員同士で十分審議・議論した上で」について。現在、議員同士が生の議論をする場や、その仕組みがない。地方自治の時代にふさわしく、議会改革をしてほしい。そのためには、議員同士でも議論できる仕組みが必要だ。
- ・議会における審議には、執行機関とのキャッチボールだけでなく、議員同士の議論も十分にという意味だが、その仕組み作りについても言及したほうが良いのでは。

(第15条の条文について)

- ・素案説明会の意見に「負託」の表現がわかりにくいとの意見があったが、他の表現はあるだろうか。
- ・「負託」は個人的なもので、「信託」は全体にかかる。微妙にイメージが違うので、表記を統一する必要はない。
- ・責任を負うという意味で、この場合は「負託」がなじむのではないか。

(第15条の解説、背景・経緯について)

- ・解説の、統括責任者の意味として括弧付けで総合調整役を書いているととらえていいのか。「統括責任者」だけではわかりにくいからか。
- ・2語の意味はイコールではない。市長は、調整したあとに責任をとるという大きな役割があることを意味している。

(第16条の条文について)

- ・パブコメの意見に市職員の責務について、「自己啓発も追加」というものがあったが、市職員はすでにさまざまな研修がなされている。「背景・経過」の「自己研鑽」の表現でカバーしていると考える。

(第16条の解説、背景・経緯について)

- ・解説の「奉仕者」という表現はふさわしいか。11月16日の部会では、市民も職員も対等な立場であるという意見があったと記憶している。
- ・「市民全体の奉仕者」という表現は、地方自治法にあるし、他の自治体の条例にもある。
- ・現時点を考えるのではなく、今後若い人たちが読んだ時にも理解しやすい表現にした方が良い。